

札幌市旅館業法施行条例等の一部を改正する条例案

平成 30 年（2018 年）5 月 17 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市旅館業法施行条例等の一部を改正する条例

（札幌市旅館業法施行条例の一部改正）

第 1 条 札幌市旅館業法施行条例（平成 15 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 2 条の見出し中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条中「第 1 条第 1 項第 11 号」を「第 1 条第 1 項第 8 号」に改め、同条第 1 号から第 3 号までを削り、同条第 4 号中「は、次の要件を満たすものである」を「を有する場合は、次の要件を満たすものとする」に改め、同号ウ及びエを次のように改める。

ウ 宿泊者等の出入りを容易に見ることができる位置で、宿泊者等が通過する場所に設けられていること。

エ 受付窓口は、縦及び横がそれぞれ 1 メートル以上である開口部を有し、幅 0.3 メートル以上、長さ 1 メートル以上の受付カウンターが通路面から適当な高さの位置に設けられていること。

- (2) 第 2 条第 4 号中キを削り、クをキとし、同号を同条第 1 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(2) 玄関帳場を有しない場合は、客室、便所その他宿泊者の宿泊の用に供する部分（以下「宿泊施設」という。）の出入口その他適当な場所に次に掲げる事項が表示されていること。

ア 近隣住民からの苦情等に対応する者の氏名（法人にあっては、その名称）、連絡先及び所在地

イ 事故の発生等の緊急時における迅速な対応を行う者の氏名（法人にあっては、その名称）、連絡先及び所在地

ウ 宿泊施設が旅館・ホテル営業の施設であること。

(3) 第2条中第5号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 便所が設けられていない客室（以下この号において単に「客室」という。）がある場合は、宿泊者等の利用しやすい位置に、客室の定員に応じた適当数の便器を有する共同用の便所が男子用、女子用の別に分けて設けられていること。

(4) 第2条中第6号及び第7号を削り、第8号を第5号とし、第9号を第6号とし、同条に次の1号を加える。

(7) 施設の規模に応じた適当な暖房の設備を有すること。

(5) 第3条及び第4条を次のように改める。

（玄関帳場等を有する構造を持つ簡易宿所営業の施設の構造設備の基準）

第3条 玄関帳場その他これに類する設備（以下「玄関帳場等」という。）を有する構造を持つ簡易宿所営業の施設に係る政令第1条第2項第7号の条例で定める構造設備の基準については、前条各号（第1号ア及びエ、第2号並びに第4号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第1号中「玄関帳場」とあるのは「玄関帳場等」と、同条第3号ウ中「客室内」とあるのは「客室内（共用部分を除く。）」と、同号オ中「2. 47平方メートル」とあるのは「2. 47平方メートル（階層式寝台を有する場合にあっては、1. 65平方メートル）」と読み替えるものとする。

（玄関帳場等を有しない構造を持つ簡易宿所営業の施設の構造設備の基準）

第4条 玄関帳場等を有しない構造を持つ簡易宿所営業の施設に係る政令第1条第2項第7号の条例で定める構造設備の基準については、第2条第3号及び第5号から第7号までの規定を準用する。この場合において、同条第3号ウ中「客室内」とあるのは「客室内（共用部分を除く。）」と、同号オ中「2. 47平方メートル」とあるのは「2. 47平方メートル（階層式寝台を有する場合にあっては、1. 65平方メートル）」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、玄関帳場等を有しない構造を持つ簡易宿所

営業の施設に係る政令第1条第2項第7号の条例で定める構造設備の基準については、次のとおりとする。

(1) 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条の3各号のいずれにも該当する設備を備えること。

(2) 宿泊施設の出入口その他適当な場所に次に掲げる事項が表示されていること。

ア 近隣住民からの苦情等に対応する者の氏名（法人にあつては、その名称）、連絡先及び所在地

イ 事故の発生等の緊急時における迅速な対応を行う者の氏名（法人にあつては、その名称）、連絡先及び所在地

ウ 宿泊施設が簡易宿所営業の施設であること。

(6) 第5条の見出し中「ホテル営業等」を「旅館業」に改め、同条中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条第1号中「玄関帳場」の次に「又は玄関帳場等」を加える。

(7) 第6条第1項中「第1条第4項第5号」を「第1条第3項第5号」に、「第2条第5号から第7号まで（第5号エ）」を「第2条第3号（エ）」に改め、同条第2項中「第1条第4項第5号」を「第1条第3項第5号」に、「次のとおり」を「客室の床面積が4.95平方メートル以上であること」に改め、各号を削る。

(8) 第7条中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

(9) 第10条の見出し中「営業」を「旅館業」に改め、同条第1項第1号中「次のとおりとする」を「施設内のそれぞれの場所で適切な照度を有する」に改め、同号アからウまでを削り、同項第6号中「営業」を「旅館業」に改め、同条第2項中「その営業」を「その旅館業」に改める。

(10) 別表2 1の項を次のように改める。

1	法第3条第1項の規定による旅館業の許可の申請		
	(1) 旅館・ホテル営業	1件につき	22,800円
	(2) 簡易宿所営業又は下宿営業	1件につき	20,500円

(札幌市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正)

第2条 札幌市災害派遣手当等の支給に関する条例(平成18年条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表備考2中「ホテル営業及び同条第3項に規定する旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

(札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第3条 札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(昭和58年条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表2星置駅北地区地区整備計画区域の項一般住宅B地区の目第1号中「第2条第4項」を「第2条第3項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年6月15日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の公布の日から施行日の前日までの間においては、旅館業法の一部を改正する法律(平成29年法律第84号。以下「改正法」という。)による改正後の旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業に係る改正法附則第5条の規定により行われる許可の申請に係る手数料の納付及び当該許可の基準については、第1条の規定による改正後の札幌市旅館業法施行条例の規定の例による。

(理 由)

旅館業法及び旅館業法施行令の一部改正によりホテル営業及び旅館営業が旅館・ホテル営業として統合されることに伴い、旅館・ホテル営業に係る構造設備の基準及び手数料を定めるほか、簡易宿所営業に係る規制を緩和する等のため、本案を提出する。